

南相馬市告示第192号

南相馬市ゼロカーボン推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年8月9日

南相馬市長 門馬 和夫



南相馬市ゼロカーボン推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南相馬市ゼロカーボン推進計画（以下「ゼロカーボン推進計画」という。）を策定するため、南相馬市ゼロカーボン推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ゼロカーボン推進計画の策定についての助言・提案等に関すること。
- (2) 市が実施又は実施を予定しているゼロカーボン推進に関する事業についての助言・提案等に関すること。
- (3) 先進的モデル事業についての調査・研究等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市内事業者、関係団体、公募市民等から、市長が委嘱する。
- 3 委員会には、必要に応じ委員の一部及び委員以外の者で組織する部会を設けることができる。
- 4 委員会には、必要に応じアドバイザー又はオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、ゼロカーボン推進計画策定までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初で開催される会議は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を又は説明を聴取することができる。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、ウェブ会議等の方法により、会議に出席することができる。

(書面による議事)

第7条 委員長が特に必要と認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

2 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は委員会に出席したものとみなす。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。